

宮崎県建設技術センター自動火災報知設備修繕工事 特記仕様書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p><b>I 工事概要</b></p> <p>1. 工事名称 宮崎県建設技術センター自動火災報知設備修繕工事</p> <p>2. 工事場所 宮崎市清武町</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>延床積(m<sup>2</sup>)</th> <th>消防法施行令別表第一区分</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>本館</td> <td>RC造</td> <td>3階建</td> <td>4,339</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 工事科目 (○印のついたものを適用する)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工事科目</th> <th colspan="6">建物別及び屋外</th> </tr> <tr> <th>本館</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1 電灯設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 動力設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 電熱設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 言保護設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 受変電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 電力貯蔵設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 電気設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 構内情報通信網設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 構内交換設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 情報表示設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 映像・音響設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 扩声設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 調導支援設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 テレビ共同受信設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 テレビ電波障害防除設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 監視カメラ設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 駐車場管制設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 防犯・人退室警報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 自動火災報知・自動閉鎖・非常警報設備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 中央監視制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 医療関係設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 構内配電線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 構内通信線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 撤去工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>II 工事仕様</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 特記仕様及び図面に記載されてない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(以下「標準」とい)。及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版並びに国土交通省大臣官房官房営繕部監修・環境課監修の公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版による。</p> <p>(2) 機械設備工事及び建築工事を含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書、標準仕様書及び標準図を適用する。</p> <p>(3) 本工事の工事仕様に当たっては、宮崎県総務部営繕課制定の工事仕様処理要領による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、「・」に○印のついたものを適用する。</p> <p>○の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>項目 特記事項</p> <p>1 建設リサイクル法</p> <p>・ 対象工事 ○ 対象外工事 * 計算外の額による</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">対象建築工事</td> <td colspan="2">対象建設工事の種類</td> <td>規模の基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80 m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500 m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の修繕・模様替(リフォーム等)</td> <td>請負代金の額 1 億円以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物以外のものの解体・新築(土木工事等)</td> <td>請負代金の額 500 万円以上</td> </tr> </table> <p>2 機材の品質等</p> <p>※設備機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者は、つづけの(1)～(6)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 機材等が所要の品質・性能を確保し、試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 生産施設及び品質の管理に適切に行われていること。</p> <p>(3) 安定的な供給が可能であること。</p> <p>(4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。</p> <p>(5) 製造・施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。</p> <p>LED光源機材の仕様に特に指定がない場合は、発注時における(一社)日本照明工業会(JLM A)等の基準を満たしているものとする。</p> <p>なお、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((一社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督員に提出して承認を受けるものとする。</p> <p>3 電気工作物の種類</p> <p>・ 一般用 ○ 自家用</p> <p>4 電気工事士</p> <p>※契約電力500kW以上の場合であっても、第一種電気工事士により施工を行う。</p> <p>5 工事担任者</p> <p>電気通信事業法第71条に規定する工事担任者 ※( )内はみなし対象の旧資格者証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一級アナログ通信 (AI第一種) * 第二級アナログ通信 (AI第三種) * AI第二種</li> <li>第一級デジタル通信 (DD第一種) * 第二級デジタル通信 (DD第三種) * DD第二種</li> <li>総合通信 (AI-DD総合種)</li> </ul> <p>6 契約種別</p> <p>・ 従量電灯 (A・B・C) * 低圧電力 ○ 業務用電力 * 臨時電力</p> <p>電力供給事業者 ( )</p> <p>電気主任技術者 ( )</p> <p>※新規における工事目的の引渡しまでの基本料金及び使用電力料金は、受注者負担とする。</p> <p>7 工事用電力、水、その他</p> <p>※本工事に必要な工事用水、工事用電力(基本料金を含む)及び官公署等への諸手続、その他工事目的物引渡しまでの費用は、全て請負者の負担とする。</p> <p>8 工事用仮設物</p> <p>構内につくことができる * できない</p> <p>9 監督員事務所</p> <p>○ 設けない * 設ける( )m程度</p> <p>10 足場その他</p> <p>・ 関連工事の関係者が定義したものは、無償で使用できる。</p> <p>・ 本工事で設置する。</p> <p>・ 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時は、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p>11 発生材の処理</p> <p>(1)引き渡しを要するもの       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有り ( )</li> </ul> </p> <p>(2)引渡しを要するもの以外       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構外搬出適切処理</li> </ul> </p> <p>(3)特別管理産業廃棄物       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有り (PCB使用機器: )</li> <li>※PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。</li> </ul> </p> <p>(4)再利用又は再資源化を図るもの       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有り ( )</li> </ul> </p> <p>・ 構内指示の場所に書きならし * 構内指示の場所にたい積 * 構外搬出適切処理</p> <p>※原則として、電子データで下記のものを監督員に提出する。</p> <p>撮影方法等については、国土交通大臣官房官営繕部監修の「工事写真撮影要領(令和3年版)」及び監督員の指示による。</p> <p>12 残土処理</p> <p>13 工事写真</p> <p>14 完成図書</p> <p>※完成図書(鍵、保証書、取扱説明書等)       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1部 * ( )部</li> </ul> </p> <p>※完成図       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1部 * ( )部</li> </ul> </p> <p>※2D折り図       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1部 * ( )部</li> </ul> </p> <p>設計変更等に伴う図面修正は、受注者が行うこと。</p> <p>○ 修正CADデータ       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1部 * ( )部</li> </ul> </p> <p>設計変更等に伴う図面修正は、受注者が行うこと。</p> <p>○ 保全に関する資料等(標準1. 3による)       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2部 * ( )部</li> </ul> </p> <p>○ 建物建物全情報システムデータシートについて       <ul style="list-style-type: none"> <li>※電子データにより、監督員に提出する</li> </ul> </p> <p>※施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委託するものとする。</p> <p>15 施工図の取扱い</p> <p>16 耐震施工</p> <p>※設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。</p> <p>なお、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。</p> <p>(1) 計算用水平地震力</p> <p>設計用水平地震力は機器の重量に、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">設置場所</td> <td colspan="4">耐震安全の分類</td> </tr> <tr> <td>○ 特定の施設</td> <td>一般の施設</td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> </tr> <tr> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">上層階</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(2.0)</td> <td>(2.0)</td> <td>(2.0)</td> <td>(1.5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋上及び塔屋</td> <td>&lt;2.0</td> <td>&lt;1.5</td> <td>&lt;1.5</td> <td>&lt;1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>(1.5)</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.0)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.6)</td> </tr> </table> <p>(注) ( )内の数値は防振支持機器の場合に適用する。</p> <p>&lt; ( )内の数値は水槽類に適用する。</p> <p>上層階の定義</p> <p>6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。</p> <p>(2) 設計用鉛直地震力</p> <p>設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>※水槽類には燃料小出タンクを含む。</p> <p>※重要機器       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気盤</li> <li>○ 自家発電装置 * 直流電源装置 * 無停電電源装置</li> <li>・ 交換機</li> <li>・ 火災報知受信機</li> <li>・ 中央監視制御装置</li> <li>・ 通信総合盤</li> </ul> </p> <p>17 電線本数・管路など</p> <p>※分電盤、制御盤及び端子盤等の二次以降の配線経路は、電線太さ、電線本数及び管径等は監督員の承認を受けて変更しても差し支えない。</p> <p>また、機械室等の床配線は図面上P管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。</p> <p>18 形状・寸法等</p> <p>※姿図の形状寸法等は、図面表示と多少相違してもよい。</p> <p>19 予備配管</p> <p>※埋込分電盤の場合は予備の配線用遮断器数に応じ、次のように予備配管を設ける。</p> <p>天井スラブの場合 天井又は梁下200mmまで仕上げジョイントボックス取付</p> <p>二重天井の場合 天井まで仕上げ、ジョイントボックス取付</p> <p>配管 予備の配線用遮断器 4個以下…(PF22相当) × 1</p> <p>5個以上…(PF22相当) × 2</p> <p>20 屋外の支持金物及びブルボックス</p> <p>※屋外の支持金物、ボルト及びナットなどは、溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス製とする。</p> <p>※屋外に使用するブルボックスは、図面に特記な場合は、ステンレス製とする。</p> <p>21 呼び線</p> <p>※長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆線を挿入する。</p> <p>22 フラッシュプレート</p> <p>※ステンレス又は新金属 * 樹脂製(カラーブレート含む)</p> <p>23 カバーブレート及びノズルブレート等の刻印</p> <p>※刻印の直径は10mm、文字は黒色とし下記による。</p> <table border="1"> <tr> <td>電灯 (①)</td> <td>動力 (②)</td> <td>電話 (③)</td> <td>表示 (④)</td> </tr> <tr> <td>電気時計 (⑤)</td> <td>電鈴 (⑥)</td> <td>インターホン (⑦)</td> <td>放送 (⑧)</td> </tr> <tr> <td>引ビ共聴 (⑨)</td> <td>火報 (⑩)</td> <td>防犯 (⑪)</td> <td>ガス漏れ (⑫)</td> </tr> <tr> <td>シルバーカー (⑬)</td> <td>LAN (⑭)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>24 表示</p> <p>※スイッチ、コンセントで用途の別りのもの及び3連以上のスイッチは表示する。</p> <p>※ハンドホール・マンホールのふたは、下図による。用途種別を刻印する。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">ハンドホール・マンホールの蓋</td> </tr> <tr> <td>県旗マーク</td> <td>用途種別</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>電力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気</td> </tr> <tr> <td></td> <td>弱電</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高圧</td> </tr> </table> <p>25 地中線の埋設</p> <p>※構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄製( )</li> <li>・ コンクリート製( )</li> </ul> <p>※標準シートは、2倍以上重ね合せを使用し、低圧地中幹線路及び通信地中幹線路にも設ける。</p> <p>27 電路の保護</p> <p>※特記のない引き下げ部分及び露出部分の配線はMM1(A型)にて保護する。</p> <p>※貫通部分の配線は、金属管などにて保護する。</p> <p>28 接地極</p> <p>※接地極の材料は下記による。</p> <table border="1"> <tr> <td>接地種別</td> <td>接地極</td> </tr> <tr> <td>A種</td> <td>EP(7アースプレート 1.5t × 900 × 900鋼板)</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>EP(アースプレート 1.5t × 600 × 600鋼板)</td> </tr> <tr> <td>C種及びD種</td> <td>EB(アースカブ D=14, L=1,500より幅22 × 300 鋼製接地棒)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">接地線大きさ300mm以上は2本使用</td> </tr> </table> <p>29 照明器具の接地</p> <p>※コード引下以外の放電灯器具、LED照明器具及び水気のある場所の白熱灯器具は接地する。なお、金属管配線の場合は、配管を利用してよい。(乾燥した場所のコンパクト器具(27W以下)を除く)</p> <p>30 電線類</p> <p>※本工事においては、EM電線・EMケーブルを原則使用するものとする。</p> <p>※ビニル電線等を使用する旨の記載があるものは、EMケーブルの規格に読みかえ使用する。</p> <p>※EMケーブルの電線の色別は、原則として標準仕様による。</p> <p>たゞ、接地線の被覆の色は、緑／黄又は緑／赤色とする。</p> <p>31 撤去後の補修</p> <p>※壁面付ける器具、床置き機器、天井付け機器の撤去跡の取付ボルト孔、壁面、天井面の変色等は、監督員と協議して補修を行う。</p> <p>32 厚鋼電線管の溶融亜鉛めっき仕上げ</p> <p>※厚鋼電線管は全て溶融亜鉛めっき仕上げし、めっき付着量300g/m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>33 露出金属配管の塗装</p> <p>○ 屋外 * あり(塗装範囲は図示による) ○ なし</p> <p>○ 屋内 * あり(塗装範囲は図示による) ○ なし</p> <p>34 コンクリート工事</p> <p>(1) コンクリート製造工場の選定</p> <p>※JISマーク表示認証工場で、宮崎県生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した工場</p> <p>上記工場で製造されたレディーミックスコンクリートを使用する場合には、「品質管理監査合格証」の発行及び「配合報告書」のみの提出とし、セメント、骨材、練り混ぜ水、混和剤の試験成績表及び配合計算書の提出を省略することができる。</p> <p>・上記以外の工場</p> <p>(2) 軽易なコンクリート工事の品質管理試験</p> <p>コンクリートの用途が特に重要でない場合及び小規模工事(総使用量が50m<sup>3</sup>未満かつ1つの打設量が10m<sup>3</sup>未満の場合は、監督員の承認を受けた場合は、JISマーク表示認証工場の品質證明書(監督員が表示するもの)の提出により、スランプ、空気量、単位容積質量、強度化物量の試験及びコンクリート強度試験を省略し、現場様にコンクリートとすることができる。</p> <p>35 機器取付</p> <p>36 機器取付</p> <p>37 機器取付</p> <p>38 機器取付</p> <p>39 機器取付</p> <p>40 機器取付</p> <p>41 機器取付</p> <p>42 機器取付</p> <p>43 機器取付</p> <p>44 機器取付</p> <p>45 機器取付</p> <p>46 機器取付</p> <p>47 機器取付</p> <p>48 機器取付</p> <p>49 機器取付</p> <p>50 機器取付</p> <p>51 機器取付</p> <p>52 機器取付</p> <p>53 機器取付</p> <p>54 機器取付</p> <p>55 機器取付</p> <p>56 機器取付</p> <p>57 機器取付</p> <p>58 機器取付</p> <p>59 機器取付</p> <p>60 機器取付</p> <p>61 機器取付</p> <p>62 機器取付</p> <p>63 機器取付</p> <p>64 機器取付</p> <p>65 機器取付</p> <p>66 機器取付</p> <p>67 機器取付</p> <p>68 機器取付</p> <p>69 機器取付</p> <p>70 機器取付</p> <p>71 機器取付</p> <p>72 機器取付</p> <p>73 機器取付</p> <p>74 機器取付</p> <p>75 機器取付</p> <p>76 機器取付</p> <p>77 機器取付</p> <p>78 機器取付</p> <p>79 機器取付</p> <p>80 機器取付</p> <p>81 機器取付</p> <p>82 機器取付</p> <p>83 機器取付</p> <p>84 機器取付</p> <p>85 機器取付</p> <p>86 機器取付</p> <p>87 機器取付</p> <p>88 機器取付</p> <p>89 機器取付</p> <p>90 機器取付</p> <p>91 機器取付</p> <p>92 機器取付</p> <p>93 機器取付</p> <p>94 機器取付</p> <p>95 機器取付</p> <p>96 機器取付</p> <p>97 機器取付</p> <p>98 機器取付</p> <p>99 機器取付</p> <p>100 機器取付</p> <p>101 機器取付</p> <p>102 機器取付</p> <p>103 機器取付</p> <p>104 機器取付</p> <p>105 機器取付</p> <p>106 機器取付</p> <p>107 機器取付</p> <p>108 機器取付</p> <p>109 機器取付</p> <p>110 機器取付</p> <p>111 機器取付</p> <p>112 機器取付</p> <p>113 機器取付</p> <p>114 機器取付</p> <p>115 機器取付</p> <p>116 機器取付</p> <p>117 機器取付</p> <p>118 機器取付</p> <p>119 機器取付</p> <p>120 機器取付</p> <p>121 機器取付</p> <p>122 機器取付</p> <p>123 機器取付</p> <p>124 機器取付</p> <p>125 機器取付</p> <p>126 機器取付</p> <p>127 機器取付</p> <p>128 機器取付</p> <p>129 機器取付</p> <p>130 機器取付</p> <p>131 機器取付</p> <p>132 機器取付</p> <p>133 機器取付</p> <p>134 機器取付</p> <p>135 機器取付</p> <p>136 機器取付</p> <p>137 機器取付</p> <p>138 機器取付</p> <p>139 機器取付</p> <p></p>										建物名称	構造	階数	建築面積(m <sup>2</sup> )	延床積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一区分	備考	本館	RC造	3階建	4,339				工事科目	建物別及び屋外						本館						1 電灯設備							2 動力設備							3 電熱設備							4 言保護設備							5 受変電設備							6 電力貯蔵設備							7 電気設備							8 構内情報通信網設備							9 構内交換設備							10 情報表示設備							11 映像・音響設備							12 扩声設備							13 調導支援設備							14 テレビ共同受信設備							15 テレビ電波障害防除設備							16 監視カメラ設備							17 駐車場管制設備							18 防犯・人退室警報設備							19 自動火災報知・自動閉鎖・非常警報設備	○						20 中央監視制御設備							21 医療関係設備							22 構内配電線路							23 構内通信線路							24 撤去工事	○						対象建築工事	対象建設工事の種類		規模の基準	建築物の解体		床面積の合計 80 m <sup>2</sup> 以上	建築物の新築・増築		床面積の合計 500 m <sup>2</sup> 以上	建築物の修繕・模様替(リフォーム等)		請負代金の額 1 億円以上	建築物以外のものの解体・新築(土木工事等)		請負代金の額 500 万円以上	設置場所	耐震安全の分類				○ 特定の施設	一般の施設	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	屋上及び塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0					中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)	電灯 (①)	動力 (②)	電話 (③)	表示 (④)	電気時計 (⑤)	電鈴 (⑥)	インターホン (⑦)	放送 (⑧)	引ビ共聴 (⑨)	火報 (⑩)	防犯 (⑪)	ガス漏れ (⑫)	シルバーカー (⑬)	LAN (⑭)			ハンドホール・マンホールの蓋		県旗マーク	用途種別	○	電力		通信		電気		弱電		高圧	接地種別	接地極	A種	EP(7アースプレート 1.5t × 900 × 900鋼板)	B種	EP(アースプレート 1.5t × 600 × 600鋼板)	C種及びD種	EB(アースカブ D=14, L=1,500より幅22 × 300 鋼製接地棒)	接地線大きさ300mm以上は2本使用	
建物名称	構造	階数	建築面積(m <sup>2</sup> )	延床積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一区分	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
本館	RC造	3階建	4,339																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
工事科目	建物別及び屋外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	本館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1 電灯設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2 動力設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3 電熱設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4 言保護設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5 受変電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6 電力貯蔵設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7 電気設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8 構内情報通信網設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9 構内交換設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10 情報表示設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11 映像・音響設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12 扩声設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13 調導支援設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14 テレビ共同受信設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
15 テレビ電波障害防除設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16 監視カメラ設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17 駐車場管制設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
18 防犯・人退室警報設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
19 自動火災報知・自動閉鎖・非常警報設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20 中央監視制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
21 医療関係設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
22 構内配電線路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
23 構内通信線路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
24 撤去工事	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
対象建築工事	対象建設工事の種類		規模の基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	建築物の解体		床面積の合計 80 m <sup>2</sup> 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	建築物の新築・増築		床面積の合計 500 m <sup>2</sup> 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	建築物の修繕・模様替(リフォーム等)		請負代金の額 1 億円以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	建築物以外のものの解体・新築(土木工事等)		請負代金の額 500 万円以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
設置場所	耐震安全の分類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	○ 特定の施設	一般の施設	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋上及び塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
電灯 (①)	動力 (②)	電話 (③)	表示 (④)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
電気時計 (⑤)	電鈴 (⑥)	インターホン (⑦)	放送 (⑧)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
引ビ共聴 (⑨)	火報 (⑩)	防犯 (⑪)	ガス漏れ (⑫)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
シルバーカー (⑬)	LAN (⑭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ハンドホール・マンホールの蓋																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
県旗マーク	用途種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○	電力																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	通信																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	電気																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	弱電																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
接地種別	接地極																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
A種	EP(7アースプレート 1.5t × 900 × 900鋼板)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
B種	EP(アースプレート 1.5t × 600 × 600鋼板)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
C種及びD種	EB(アースカブ D=14, L=1,500より幅22 × 300 鋼製接地棒)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
接地線大きさ300mm以上は2本使用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					